

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示の一部改正 (会計課)	751
○令和6年度3・4月自衛官の募集 (自治振興課)	〃
○救急病院である旨の告示 (医療課)	752
○保安林の指定予定の通知 (南丹広域振興局)	753
○公共測量の実施 (用地課)	〃

  

公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出 (丹後広域振興局)	〃
○土地改良区役員の就退任届 (山城広域振興局)	754

○土地改良区の定款変更の認可 (南丹広域振興局)	755
○土地改良区連合の定款変更の認可 (〃)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、山城北土木事務所、山城南土木事務所、南丹土木事務所)	756

## 府 議 会

○京都府政務活動費の交付に関する条例に基づく会派異動届	〃
-----------------------------	---

## 公 安 委 員 会

○警備員指導教育責任者講習の実施	〃
------------------	---

## 告 示

### 京都府告示第517号

京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示（昭和60年京都府告

示第227号）の一部を次のように改正し、令和6年10月21日から施行する。

令和6年10月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表同西舞鶴支店の項中「舞鶴市字魚屋小字魚屋町65番地」を「舞鶴市字円満寺131番地」に改める。

### 京都府告示第518号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和6年度3・4月自衛官（自衛官候補生）の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和6年10月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者に限る。）で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条に定める欠格条項に該当しないもの

#### 2 受付場所

- 自衛隊各駐屯地及び基地
- 次に掲げる場所

- ア 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区西ノ京笠殿町38  
(電話 (075) 803-0820)  
URL <https://www.mod.go.jp/peo/kyoto/>  
Email [recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp](mailto:recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp)
- イ 京都募集案内所 京都市下京区烏丸通六条上る北町181 (第5キョートビル1F)  
(電話 (075) 361-5587)
- ウ 河原町募集案内所 京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町412 (シェモア河原町1F)  
(電話 (075) 221-3266)
- エ 福知山地域事務所 福知山市駅前町9 (春風堂ビル1F)  
(電話 (0773) 23-0416)
- オ 舞鶴地域事務所 舞鶴市余部下1190  
(電話 (0773) 63-3272)
- カ 宇治地域事務所 宇治市広野町西裏71の5 (S.C OKUBO ビル202号室)  
(電話 (0774) 44-7139)
- キ 亀岡募集案内所 亀岡市古世町西内坪34の26  
(電話 (0771) 24-4170)
- ク 京丹後地域事務所 京丹後市大宮町周積1975 (ミックビル1F)  
(電話 (0772) 64-2498)

3 試験科目

筆記試験 (国語、数学、地理、歴史及び公民)、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 受付期間・試験期日及び試験場

受付期間・試験期日及び試験会場 ※1

筆記試験 (WEB方式)			口述試験・身体検査	
受付期間※2	筆記試験期日	試験会場	口述試験・身体検査期日	試験・検査会場
令和6年11月26日 (火)まで(必着)	令和6年12月9日(月) ・令和6年12月10日(火) のいずれか1日	任意の場所	令和6年12月14日(土)	陸上自衛隊宇治駐屯地 (宇治市五ヶ庄)

※1 試験期日等は、状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

※2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の午後5時まで(必着)

5 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部  
京都市中京区西ノ京笠殿町38  
(電話 (075) 803-0820)

京都府告示第519号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

令和6年10月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療法人回生会 京都回生病院	京都市下京区中堂寺庄ノ内 町8の1	6.10.14	9.10.13
医療法人愛友会 明石病院	〃 〃 西七条南衣田 町93	〃	〃

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認定期限
医療法人財団康 生会武田病院	京都市下京区塩小路通西洞 院東入東塩小路町841の5	令 6.10.1	令 9.9.30

## 京都府告示第520号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年10月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南丹市日吉町中世木不動2、3
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその関係書類を閲覧することができる。

## 京都府告示第521号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から通知があった。

令和6年10月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
相楽郡笠置町及び南山城村の一部
- 2 測量の期間  
令和6年9月10日から令和7年2月28日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（航空レーザ測深）

## 京都府告示第522号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府大野ダム総合管理事務所長から通知があった。

令和6年10月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
南丹市美山町檜原ほか地内
- 2 測量の期間  
令和6年10月3日から令和7年3月10日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（UAVレーザ測量・地上レーザ測量）

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年10月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 届出事項の概要
  - (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社クスリのアオキ  
白山市松本町2512番地  
代表取締役 青木 宏憲
  - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ網野店  
京丹後市網野町網野小字五反田237番1ほか
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社クスリのアオキ  
白山市松本町2512番地  
代表取締役 青木 宏憲
  - (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和7年5月27日
  - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,299平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（アからエまでの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）

ア 駐車場の収容台数

63台

イ 駐輪場の収容台数

20台

ウ 荷さばき施設の面積

32.0平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

6.3立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（ウの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和6年9月26日

3 縦覧場所

京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和6年10月18日から令和7年2月18日まで

5 意見書の提出先

京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



城西土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年10月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
久世郡久御山町野村西浦21	川 嶋 久 治

八幡市八幡垣内山47	鷹 野 雅 生
京都市伏見区淀際目町559	家 村 昇
久世郡久御山町坊之池浜53の2	上 田 隆 健
〃 〃 北川顔馬嶋15の1・15の2	村 田 翔 一
〃 〃 相島曾根45の2	西 村 好

(2) 監事

住 所	氏 名
久世郡久御山町島田開キ3の1	藤 本 直 樹
京都市伏見区淀生津町344	奥 村 健 司
久世郡久御山町下津屋上ノ浜55の3	森 一 博

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
久世郡久御山町藤和田藤ノ東2	山 本 喜 八 郎
京都市伏見区淀際目町559	家 村 昇
久世郡久御山町島田開キ3の1	藤 本 直 樹
八幡市八幡土井126	奥 村 清 一 郎
久世郡久御山町中島法楽寺20の2	田 中 満 穂
〃 〃 坊之池沖ノ内33	戸 田 泰 嘉

(2) 監事

住 所	氏 名
久世郡久御山町野村西浦21	川 嶋 久 治
京都市伏見区淀生津町344	奥 村 健 司
久世郡久御山町佐山双置48	奥 野 修



佐山土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年10月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
久世郡久御山町佐山栗ノ脇43	木 村 豊
〃 〃 下津屋鯛ヶ鼻7の25	田 口 文 章
〃 〃 佐山南代1の5	阪 部 充
〃 〃 〃 双置21の5	篠 田 久 和
〃 〃 〃 栗ノ脇77	南 暁
〃 〃 下津屋川原1の7	奥 野 隆 信
〃 〃 田井荒見14	曾 束 政 次

(2) 監事

住 所	氏 名
久世郡久御山町下津屋上ノ浜55の3	森 一 博
〃 〃 佐山栗ノ脇28	辻 豊
〃 〃 島田開キ3の1	藤 本 直 樹

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
久世郡久御山町下津屋川原1の7	奥 野 隆 信
〃 〃 佐山栗ノ脇54	北 村 治
〃 〃 下津屋津屋ノ森2の1	下津谷 勝 彦
〃 〃 田井荒見14	曾 束 政 次
〃 〃 佐山双置57・58・59合地	辻 宗 隆
〃 〃 〃 〃 7	西 川 利 喜
〃 〃 〃 栗ノ脇36	辻 徹

(2) 監事

住 所	氏 名
久世郡久御山町佐山双置48	奥 野 修
〃 〃 下津屋北野43	辰 村 均
〃 〃 野村西浦21	川 嶋 久 治

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、亀岡市亀岡土地改良区の定款の変更を令和6年10月9日認可した。

令和6年10月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、亀岡市神田堰土地改良区の定款の変更を令和6年10月9日認可した。

令和6年10月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、亀岡市寅天堰土地改良区の定款の変更を令和6年10月9日認可した。

令和6年10月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、亀岡市亀岡中部土地改良区の定款の変更を令和6年10月9日認可した。

令和6年10月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、上桂川用水土地改良区連合の定款の変更を令和6年10月9日認可した。

令和 6 年10月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 6 年10月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
向日市物集女町坂本 5、18、20、物集女町北ノ口 59の 1、59の 2  
(関連区域)  
向日市物集女町坂本 4 の 4 の一部、物集女町北ノ口 55の 1 の一部、55の 4 の一部、55の 11 の一部、55の 17 の一部、55の 25 の一部、59の 5 から 59の 8 まで、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京都市伏見区横大路貴船 57 の 1  
永機建設株式会社
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
京田辺市田辺深田 25 の 1 の一部、39 の一部  
(関連区域)  
京田辺市田辺深田 7 の 1 の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
京田辺市田辺 30  
太田 伊三男
- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
綴喜郡井手町大字井手小字下赤田 15 の 1 の一部  
(関連区域)  
町有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
高槻市宮田町二丁目 17 の 5  
上野 順子
- 4(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
木津川市相楽五丁目 9 の 1、9 の 3  
(関連区域)  
木津川市相楽五丁目 111 の一部、112 の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
木津川市兜台六丁目 6 の 4  
積水ハウス株式会社奈良支店
- 5(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
相楽郡精華町大字下狛小字林前 35 の 1、36 の 2、39 の 5 の一部  
(関連区域)  
相楽郡精華町大字下狛小字林前 35 の 3 の一部、37 の 2 の一部、39 の 3 の一部、42 の 1 の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京都市下京区河原町通五条東入御影堂町 5

京都建物株式会社

- 6(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
木津川市相楽高下 17、18、19 の一部、20 の 1 の一部、丸塚 11、市有地  
(関連区域)  
木津川市相楽高下 4 の 8 の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
木津川市梅美台八丁目 1 の 5  
株式会社中村屋
- 7(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
木津川市加茂町里土堀 66 の 1、70  
(関連区域)  
木津川市加茂町里土堀 82 の一部、83 の一部、中門伝 124 の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
大阪市北区南森町一丁目 4 の 19  
株式会社グレイス
- 8(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
船井郡京丹波町富田井爪 46 の 1、46 の 2  
(関連区域)  
船井郡京丹波町富田井爪 5 の 2、47、48、府有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京都市右京区西院矢掛町 20  
ジャパン京都コーポレーション株式会社

府 議 会

京都府政務活動費の交付に関する条例（平成24年京都府条例第68号）第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり会派異動届の提出があった。

令和 6 年10月18日

京都府議会議長 石 田 宗 久

会派の名称	異動年月日	異動事項	新	旧
自由民主党 京都府議会議員団	令 6. 10. 10	所属議員の数	26名	27名

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第183号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号の規定による警備員指導教育責任者

講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条第1項の規定による指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年10月18日

京都府公安委員会  
委員長 在 田 正 秀

1 講習の区分、種別、実施期間及び定員

区 分	種別	実 施 期 間	定員
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）	新規取得講習	令和6年12月6日（金）から令和6年12月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分から午後4時45分まで）の6日間	25人
	追加取得講習	令和6年12月11日（水）から令和6年12月13日（金）まで（実施時間は、午前9時15分（講習の初日は、午後0時55分）から午後4時45分まで）の3日間	おおむね5人

2 講習場所

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者に限る。

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務

に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）

に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、2号警備業務以外の警備業務に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するものに限る。

4 受講申込みの手続

(1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ア 受付期間

令和6年11月6日（水）から令和6年11月8日（金）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先等

(ア) 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

(イ) 申出事項

申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

- a 受けようとする講習の種別
- b 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称
- c 連絡先電話番号
- d 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称

ウ 受講者決定の通知

受講者に決定した者に対する通知は、令和6年11月12日（火）午後5時までに、電話により行う。

(2) 受講申込書の提出

受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。

ア 提出期間

令和6年11月18日（月）から令和6年11月20日（水）まで（提出時間は、午前9時から午後3時30分までとする。）とする。

## イ 提出書類

(ア) 受講申込書（受講申込書提出の日前6箇月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付したもの） 1通

(イ) 3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 3の(1)のアに該当する者

2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成した証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

b 3の(1)のイに該当する者

1級検定の合格証明書の写し 1通

c 3の(1)のウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

d 3の(1)のエに該当する者

旧1級検定の合格証の写し 1通

e 3の(1)のオに該当する者

旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

(ウ) 追加取得講習を受けようとする者にあつては、2号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

(エ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、受講者本人の委任状 1通

## ウ 提出先

受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課

## エ 提出方法

講習を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

## 5 受講手数料及び納付方法

## (1) 受講手数料

ア 新規取得講習 38,000円

イ 追加取得講習 14,000円

## (2) 納付方法

受講申込書の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

## 6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人京都府警備業協会

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター4階

## 7 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）